

環境影響化学物質の低減と確実な管理で、 環境と人に配慮した製品を提供しています。

■考え方

リコーグループは、製品による環境への影響削減と、お客様の使用時の快適性・安全性の向上を図るために、「製品に含まれる環境影響化学物質の確実な管理体制の構築」と「製品使用時に排出されるオゾン・粉じん・VOC類*1の低減」「サプライ製品の安全性の確保」を大きな目標として取り組んでいます。また、製品に含まれる環境影響化学物質は、使用後の廃棄時に適切な処理を行わないと環境に影響を及ぼします。エコバランス*2 評価によると、製品に含まれる環境影響化学物質の使用量削減は、製品のライフサイクル全体の環境負荷低減と製品リサイクル時のコスト削減に大きく寄与することもわかっています。リコーグループでは、仕入先企業を含む製品づくりのフロー全体の中で、環境影響化学物質の削減と確実な管理体制の構築に取り組んでいます。

*1 揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compound)。
TVOCはVOCの総計のこと。

*2:57ページ

■2007年度までの目標

- ◎リコーグループ製品含有化学物質マネジメントシステムの整備と強化(2005年度)
- ◎製品の環境影響化学物質排出基準の遵守(オゾン・粉じん・VOC類のリコー自主基準の遵守)

《グローバル》

①製品の環境影響化学物質排出基準達成状況

	達成機種群数*1	リコー基準(mg/h)*2	
		カラー	モノクロ
オゾン	20	3.0	1.5
粉じん		4.0	4.0
TVOC		18	10

*1 2007年度発売の複写機、複合機およびプリンターの達成機種群(シリーズ製品)数を表示しています。

*2 リコー基準はブルーエンジェル基準と同等です。2007年ブルーエンジェル基準改訂に合わせて、リコー基準を改訂しています。

■2007年度のレビュー

製品含有化学物質マネジメントシステムのPDCAをまわし、継続的に管理の強化を進めています。さらに人体・環境に与えるリスクが高い化学物質の使用の制限、管理を強化するためにリコーグループ管理対象化学物質の見直しを行いました。またREACH規則に対応するため、サプライチェーン全体で化学物質情報の伝達が確実に行える仕組みづくりに取り組んでいます。また、製品の環境影響化学物質排出については2007年1月施行のブルーエンジェル基準に準拠できるよう対応しながら、2007年度発売の複写機、複合機およびプリンター20シリーズの機種群においてオゾン・粉じん・VOC類のリコー基準を達成しました。

■今後の取り組み

REACH規則に対応したリコーグループのサプライチェーン全体にわたる化学物質管理を確実に行うため、マネジメントシステムをレベルアップし、管理の強化を進めていきます。また、引き続き製品の環境影響化学物質排出については低減を図っていきます。

環境影響化学物質の管理

《リコーグループ/グローバル》

リコーは1993年から「製品に使用される可能性のある環境影響化学物質」について独自の基準を設け、削減に取り組んできました。その後も定期的に見直しを行い、最新の規制動向や科学的知見などを取り入れ、化学物質の管理を行っています。2007年度には、人体・環境に与えるリスクが高く、リコーグループとしての使用の制限、管理を強化すべく、管理対象となる化学物質の見直しを行いました。また、製品づくりに関わる部門(設計部門・資材部門・生産部門)が一体となって化学物質管理体制強化を進め、2006年3月末には、仕入先企業で化学物質を混入させないための化学物質マネジメントシステム(CMS)をグローバルに構築。同時に、リコーグループ内の化学物質管理体制の強化を図り、国内で製品含有化学物質マネジメントシステムの構築を完了、海外に関しても2006年7月に完了しました。2007年度からは、REACH規則に対応するため、サプライチェーン全体で化学物質情報の伝達が確実に行える仕組みづくりに取り組み、製品含有化学物質マネジメントシステムのさらなるレベルアップを進めています。今後も、環境影響化学物質を含有しない製品づくりとお客様への迅速な情報開示に向けて、仕入先企業を含む製品づくりのフロー全体で化学物質管理体制を強化していきます。

RoHS指令に準拠した製品の発売

リコーでは、早くから環境影響化学物質の削減活動と管理体制の強化に取り組んでおり、2004年度以降、RoHS指令に準拠した製品を順次発売しています。2006年度以降に発売した対象製品は、RoHS指令に準拠しています。

REACH 規則

EU化学物質の登録・評価・認可・制限に関する規則(Registration, Evaluation, Authorisation and restriction of Chemicals)。化学物質の安全性評価のため、事業に関わる化学物質を使用状況に応じて登録・管理することを求めるEUの規制。2007年6月1日発効、2008年6月1日から段階的に規制開始。

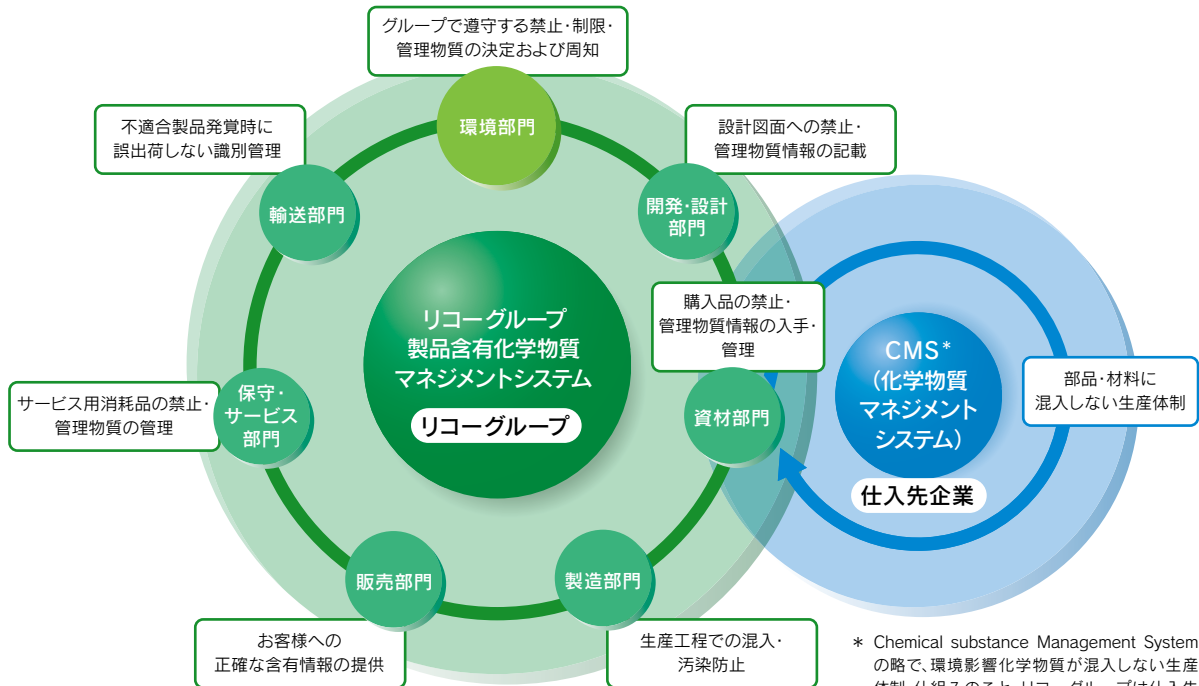
RoHS 指令

EU電気電子機器危険物質使用制限指令(Restriction of Hazardous Substances Directive)の略称。電気電子機器への特定の化学物質の使用を制限するEU指令で、2006年7月1日から規制開始。

リコーグループ使用禁止物質、使用制限物質、使用管理物質、欧州RoHS指令規制物質の関係



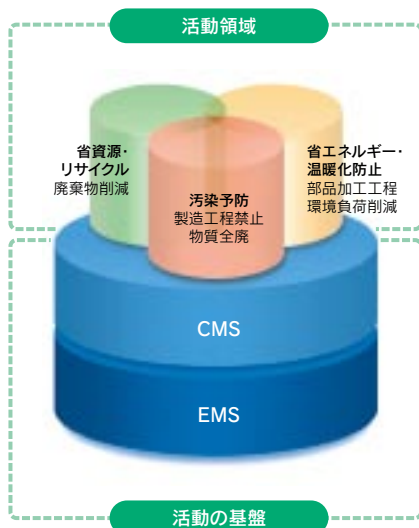
製品含有化学物質マネジメントシステムとCMS



仕入先企業とのパートナーシップによるグリーン調達活動

リコーグループでは、仕入先企業とのパートナーシップを重視したグリーン調達活動を推進しています。グリーン調達とは「環境保全の進んだ工場で作られた、環境負荷の少ない原材料・部品・製品を調達すること」です。その狙いは「リコー製品のライフサイクル全体の環境負荷を低減すること」「資源・エネルギーを有効活用することで仕入先企業およびリコーグループのコスト低減を図ること」にあります。さらにこれらの活動を積み重ねることで、地球環境保全はもちろん、リコーグループと仕入先企業の経営体質の強化を目指しています。仕入先企業への環境保全活動支援は、省資源・リサイクル、汚染予防、省エネルギー・温暖化防止の3つの領域で行われます。リコーでは、1998年から、これらの活動を支える基盤として環境マネジメントシステム(EMS)や化学物質マネジメントシステム(CMS)の構築支援を行ってきました。現在は仕入先企業のCO₂削減活動を支援・推進しています*。
*: 13 ページ

仕入先企業の活動領域と基盤



グリーン調達活動の歩み

	活動内容
1998年	仕入先企業の環境マネジメントシステム(EMS)構築支援を開始
2001年	環境負荷情報調査(化学物質含有調査)を開始
2002年	リコーグループ環境影響化学物質の全廃活動を開始/グリーン調達基準発行
2003年	EMS構築を世界の仕入先企業1,089社で完了
2004年	仕入先企業向けに化学物質管理システムガイドラインを発行
2005年	仕入先企業でのCO ₂ 削減の啓蒙活動を開始
2006年	化学物質マネジメントシステム(CMS)構築を世界の仕入先企業734社1,700サイトで完了
2007年	2次以降仕入先企業のCMS構築支援に着手 仕入先企業のCO ₂ 削減活動支援を開始(試行)/2008年に本格的に開始予定

※ グリーン調達基準/ガイドラインおよび化学物質マネジメントシステム(CMS)ガイドラインはホームページに掲載しています。
<http://www.ricoh.co.jp/ecology/guideline/index.html>

仕入先企業のCMS構築

《リコーグループ/グローバル》

環境影響化学物質を含有しない製品づくりをより確実に行っていくためには、製造工程の上流に遡って、管理を徹底していく必要があります。リコーグループでは、2005年から、サプライチェーン全体での化学物質マネジメントシステム(CMS)構築を目的に、仕入先企業の社員を対象にしたCMS審査員の育成と認定を開始しました。認定審査員は、自社の内部監査のほかに、環境影響化学物質を扱う重要工程を持つ2次・3次の上流仕入先企業の審査

とCMS構築の支援を行います。2008年3月末現在、仕入先企業のCMS審査員597社1,081人が活動しています。2008年3月末現在のCMS構築状況は、1次仕入先企業909社1,823サイトがすでに完了しており、さらに、2次・3次仕入先企業のうち、めつき・はんだなどの環境影響化学物質に関する重要工程をもつ136社について構築を完了しました。

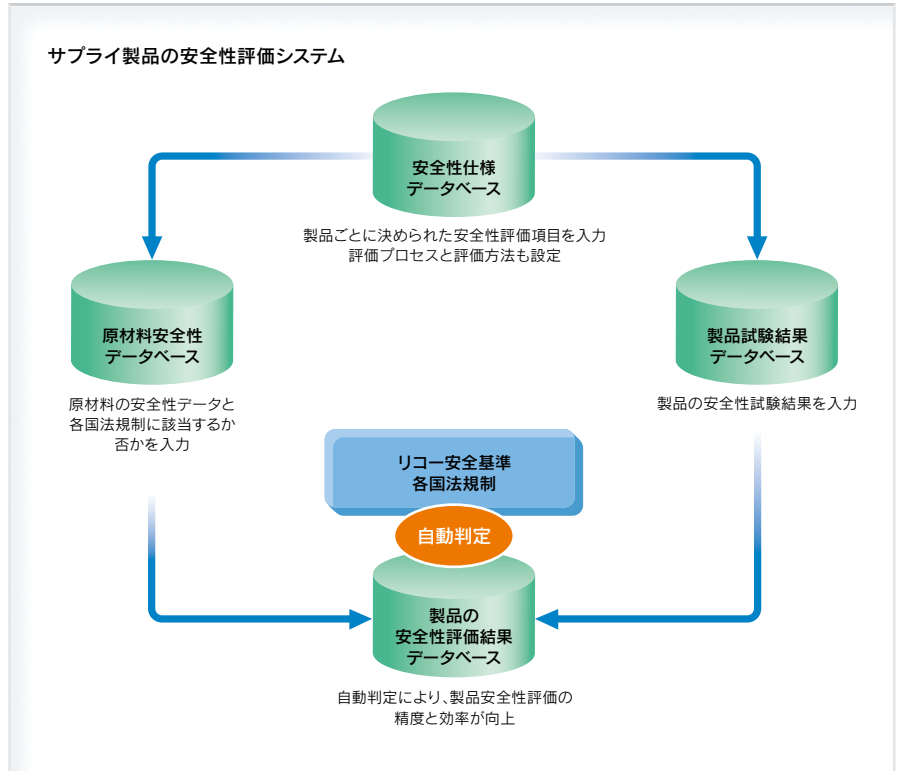


上流仕入先企業の審査(タイ)

サプライ製品の化学物質管理

《リコーグループ/グローバル》

トナーや現像剤などのサプライ製品には、さまざまな化学物質が使われています。リコーグループでは、「製品の安全性は顧客満足の基本条件である」との考えのもと、適切な化学物質管理によるサプライ製品の安全確保に取り組んでいます。サプライ製品の安全評価には、RECSIS*1と呼ばれる情報システムを活用しています。製品形態に応じて、安全性の確認が必要な項目を定め、MSDS*2の作成、新規化学物質の評価、処理方法の確認、各法規制との照会を行い、製品の安全性仕様情報を作成しています。2006年度はシステムをバージョンアップし、サプライ製品に使用される化学物質について各国の法規制や社内基準と照合し、安全性の自動判定が行えるようになりました。2007年度は、このシステムの情報を活用し、2008年6月から予備登録が始まるREACH規則*3への対応を進めました。



*1 Ricoh Environmental & Chemical Safety Information

System (リコー環境・化学品安全情報システム)

*2 Material Safety Data Sheet (材料安全データシート)

*3: 34 ページ

製品使用時に発生する

環境影響化学物質の削減

《リコー/日本》

リコーでは、製品の使用時に発生する化学エミッション*について独自の基準を設け、その削減に取り組んでいます。複写機やプリンターなどの製品は、社内に設置された化学エミッション試験所で測定が行われます。リコーは、ドイツのBAM (Bundesanstalt für Materialforschung und -prüfung: 材料研究および材料試験に関するドイツ連邦研究所) から公式試験機関として認証されており、この試験所での測定データは、ドイツの環境ラベルであるブルーエンジェルの申請用データとして認められます。

* 製品から排出される化学物質で、オゾンや粉じん、VOC (Volatile Organic Compound: 揮発性有機化合物) などがある。



化学エミッション試験所 (大森事業所)